

昭和二十九年三月十九日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 佐藤洋之助君 理事 綱島 正興君

理事 福田 喜東君 理事 吉川 久衛君

理事 芳賀 貢君 理事 川俣 清吉君

秋山 利泰君 小枝 一雄君

佐々木盛雄君 佐藤善一郎君

松山 義雄君 今井 耕君

神戶 震君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中澤 茂一君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

林野庁長官 柴田 榮君

農林事務官 新澤 寧君

(農林事務官) 松岡寅治郎君

(食糧庁総務部長) 藤井 信君

農林事務官 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月十九日

委員三浦寅之助君辭任につき、その補欠として佐々木盛雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案について、それぞれ内閣

委員会及び地方行政委員会に連合審査会の開会申入れの件

○井手委員長 これより会議を開きます。

農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、昨日に引続き質疑を行います。芳賀貢君。

○芳賀委員 この農産物検査法の一部改正の問題を、きわめて具体的な点だけお伺いしたいのであります。今度の改正案の目的は、第一が改正すること

が受検者の利便である、第二は検査済品に対する不正行為の防止、第三は検査手数料収入の確保、第四が手数料取扱以上の不正防止、こういうようなことが主たる眼目になつておるようである

ますが、この第一点の、今度の改正によつて検査印紙の制度にすること

が、受権者である農民の立場から見て、どのような点に利便の点があるかというところを、まずお伺いしたいのであります。

○新澤説明員 従来は検査手数料は収入印紙をもつて納付することとしたし

ておつたのであります。今回はここに掲げております通り農産物検査印紙で納入することにいたしました。収入

印紙は原則といたしまして郵便局で販売しておるわけでありまして、従いまし

て検査料を払います場合には、あらかじめ郵便局で収入印紙を買つて来て、それを張つて出さなければならぬとい

うことでございましたが、今回は農産物検査印紙を、私どものただいまの計

画といたしましては、それらの受検地の農協協同組合で売りさばくようにいたしたいと思つております。そういた

しますれば検査を受ける場所での印紙を買うことができて、遠くまで時

間を費して買ふ必要がないということ

で、大分受検者の御便宜をはかることができるようになる、こういうふう

に考えておるのでございます。

○芳賀委員 ただいまの総務部長のお話は、原則としては受検者が一応収入

印紙を買つて来てという事になつて

おりますが、実際は、各地方の食糧事務所における取扱いは見ると、食糧事

務所での受検料に相当する額を払う、そ

うして便宜のうちにその食糧事務所の方で収入印紙を貼付してくれたというやう

なことが、取扱以上からは行われてお

つたというふうになるわけでありま

すが、そういう点は結局、非常に繁忙な時期に検査を受ける農民にサービス的にやつておつたということになると

思いますが、その辺の場合によつては、手数料の取扱以上における的確性を欠いたやうな点があるいはあつたか

もしれないと思ひます。今度の印紙制度になつた場合におきましては、先ほ

ど御説明がありましたように、封紙をするやうな形になると思ひますが、その場

合には、封紙をしてから検査を受けなければならぬのか、あるいは検査を

受けた後においてそういう印紙を貼付することになるのか、これは受検をする

場合には非常に問題が出て来ると思ひます。その点はどういふふうにお考

へになつておりますか。

○新澤説明員 あらかじめ印紙を買つておきまして、請求と同時にその印紙

を検査官の方へ提出していただきまし

て、検査が終了しましたら検査済の証という意味において、これを巻符とし

て貼付することになるわけでありま

す。結局検査が終了した場合において、受検者自身がその封紙をするのか、あるいは検査官の方で検査が終了した品目に対して封紙をしてくれるのか、そういう点はどういふことになり

ますか。

○新澤説明員 これは当然検査官がすべきものでございます。

○芳賀委員 そういう場合に次のやうな問題が出て来ると思ふわけです。供

出の時期とか非常に多忙な時期、たと

えば場合によつては食糧事務所の取扱

い数量が五千俵とか一万俵に達するやうなことがあるかもしれませんが、そ

れらのものに対して、全部検査官が封

紙をするというやうなことが現在の末端事務所における労力の配分等、いろ

いろな面から見て可能であるかどうかという問題も出て来るわけでありま

す。検査済に対する正確を期するとい

う場合に於いては、当然検査官自身が封紙をしてくれるということが一番正しいやり方であるし、安心が持てると思ひますけれども、やもするとそれ

ということがあり、お問いのようなケースが起きて来るわけであり、米以外の点になりますと、概して局地的に、あるものにとつては、相当集中的な受検数量が出て来ることもございしますが、大体におきまして、米以外のものにつきましては、比較的一日の取扱数量は限られたものではないだらうか、従いまして検査官の能力としても、十分やつて行けるものというふうに考えてもさしつかえないんじゃないか、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 この問題は、特に北海道等においてはばれいしよ、穀粉の出荷とが、あるいは燕麥だとか、そういう季節的に非常に大量のものが、しかも冬季間出荷される場合が多いので、そういう点に対しては、今後実務上の配慮というものが十分必要ではないかというふうに考えるわけでありまして、それから俵であるとか、かますに俵装されたものは別として、袋で出て来る場合は、どういふ形で封緘をするのですか。

○新澤説明員 俵の場合は縦なわにいたしますし、袋の場合には口縫いひものところに貼付するというふうにいたしたいと思っております。

○芳賀委員 次に検査印紙の売りさばきの業務の問題であります、ただいま政令案、省令案等が配付になつて、一応見たのでありますが、二十九年度の検査手数料収入は、この表によりますと、およそ四億程度が見積られておるわけですが、そのうち売りさばき手数料というものは約一千二百万程度でありますから、これは百分の三程度に相当するものが売りさばき人の手数料と

して出されると考えますけれども、この手数料の算定の基準は、他に郵便切手の場合とか、収入印紙の取扱ひとか、そういう規定があるわけでありまして、そういう分とどのような比較対象をして、このような決定をなされたか、その点お伺いいたします。

○新澤説明員 収入印紙の売りさばきの場合は、最高百分の三といたしまして、取扱ひ金額に応じて漸次減して行く規定がされております。この場合もそれにならつたわけでございしますが、検査印紙の場合には、一箇所当りの取扱ひ数量にいたしまして、もう大きなものにもなりませんし、また地域別にもそう不均衡もないというふうな考え方、一応収入印紙の場合の最高率の百分の三を、全部画一的に適用することにしたしております。

○芳賀委員 ただいま総務部長は、郵便切手の場合には最高率が百分の三と言われましたが、これはそうではないのであります。参考までに申し上げますが、これは五千円までは百分の五ということになつており、四万五千円までは百分の三、それ以上百万円までは百分の一、こういうことになつておるわけでありまして、そういういたしますと、最高率を採用するという場合に、適用を行うことも必要となつて来ると思ふわけでありまして、この売りさばき人を農協協同組合に指定するようなことに実質的にはなると思ふわけですが、これは決して利潤追求を目的とした団体ではないのであつて、特に食糧、農産物等の取扱ひに対して、公益的にも協力しておる団体に対しては、できるだけ取扱ひ上に対する犠牲のな

いように配慮するのが当然と考えておるわけでありまして、郵便切手等の最高率を適用するという場合においては、百分の五とする方が妥当であると思ひますけれども、この点に対する御見解をお伺いいたします。

○新澤説明員 百分の三が最高率と申し上げましたが、今お話のございました通り、収入印紙の場合には百分の五が最高でありまして、これは私の記憶誤りでありましたので訂正いたします。お話のように主として農協に印紙の売りさばきを扱つていただくことにならうわけでありまして、もちろん農協にこの売りさばきが過大な負担にならないように、この売りさばきによつて農協が人間的にも事務的にも非常に大きな負担にならないようにという点については、十分考慮しておるつもりでございます。お手元に配つております省令案は、まだ審議中でございますし、最終的にきまつたものではないわけでございますが、そのような農協に負担をかけないという意味合いから、百分の三程度でありますならば、大体まかなつて行けるのではないかと、この案を考えたものと、今のところの案をいたしましては、百分の三の売りさばき手数料を支払うということに考えておるわけでございます。これはまだ審議中でございますので、その点をお含み置きをお願いいたします。

○芳賀委員 そういたしますと、この点に対しては、さらに考慮の余地があるというふうに、私は総務部長の御答弁を解釈して行きたいと思ふわけでありまして、もう一点、たとえば取扱人であるところの協同組合が検査印紙を用意する

場合において、これは必要な五万円とか十万円を即納して印紙を用意しておかなければならぬのか、あるいはまた一箇月なら一箇月を限度として、売りさばきを行つた分に対して後納するといふようなことが講じられるかどうか。そういう点も資金の運用上等において重要な問題になつて来ると思ひますが、この点はどういうふうに考えておられますか。

○新澤説明員 ただいまのところは、大蔵省とも折衝いたしました結果、どうも延納は困難なように存じます。今のところ代金は即納ということと考へております。ただ、あまり一回の払下げ数量が多額になりますと、確かに農協としての資金繰り上の困難を来します、その点は農協の資金繰り、あるいは検査の数量ともならみ合せまして、適当に分割して売却をしていただくように考えております。

○芳賀委員 次に改正点とまたちよつと異なりますけれども、関連の問題をいたしまして、最近町村の末端における食糧事務所のたとえば維持の問題等に対して、いろいろ複雑な問題等が起きてゐるわけでありまして、一応検査料を四億程度国が収受しておるわけでありまして、原則としては末端の食糧事務所等における一切の経費といふものは、当然政府において支弁すべきものであるといふふうに考えるわけでありまして、しかし実情は、末端におけるところの、たとえば事務所の問題にいたしましては、これは今の段階においては、当然国の責任において固有の事務所を設置しておるというふうな実例はなからぬのであります。そういう場合において、当然町村の協同組

合であるとかあるいは町村役場のそういう機関の協力のもとに、事務所の借上げ使用をやつておるというのが目下の実情であります、こういうふうな、たとえば事務所の維持問題であります、そういう点に対しては、食糧庁としても責任を持つてこれらの維持費等に対する支弁をどの程度行つておるか、その内容についてお伺いしたいと思ふのであります。

○新澤説明員 検査所の施設、特に実際に検査に当ります出張所施設等の点であります、確かに本来ならば、すべての建物から内部施設一切が国の施設として整備せられるのは、これは当然の筋道であると考えてございしますが、沿革的に申し上げまして、かつて都道府県に所属しておりました検査所を食糧庁といたしまして吸収合併したわけでございますが、その当時におきまして、必ずしも各県におきまして十分県の施設としてそういうような建物等を持つておりませんで、借上げが相当多かつたわけでございます。そのまゝ国に引継がれたわけでありまして、その後財政の許す限り国の建物として逐次整備をしておるのでございしますが、なか／＼一朝一夕に全部の完備を見るまでに至つておりません。従つてまだ借上げという形のもの相当多く残つておるわけでありまして、その借上げ料についても、できるだけ一般の水準にならぬように支拂いのできるようになつておるわけで、予算等の場合におきまして、その獲得に努力しておるものでございしますが、なか／＼財政的な能力の問題もございまして、必ずしも世間の一般の水準に比しまして、非常に十分であるという金額は確かに行き

その場合において、たとえば検査官以外に、企業者側あるいは生産者側の代表等もこれに加わつて、その基準になるような規格案を決定するものであるかどうか、そういう点に對する今までの方針をお伺いしたのであります。

○新選説明員 工芸作物の場合におきましては、検査の実施は食糧庁の末端機関であります食糧事務所が実施いたしておりますが、その指揮監督はそれぞれの物資の所管の部局でやつておるわけでございます。従いまして、そういうものにつきましては検査規格の定め方等につきましては、私から御説明申し上げるのは適當でありませんで、その部局の者に御聞き願いたいと存じますが、食糧庁関係の食糧類、雑穀、いも、澱粉等の検査にあたりましては、検査の標準品をきめます場合には、お話の通り生産者代表を交えまし

て関係の人々が集まりまして、その年々の検査標準品を作成いたしました、それに基いて検査をやっております。

○芳賀委員　今部長の言われた工業原料農産物の関係のものは重要な点があるわけでありませう。もういたしますと、これは関係部局において一応決定された規格を食糧庁の方でただ委託されて、その規格によって検査を行つて、そういうふうなことになるわけですか。

○新澤説明員　工業農産物の方は、農林物資規格法に基きまして、それらの物簀ごとに規格を定めるための委員会がございまして、この委員会には、それ、関係の生産者を含めた方々が集まつて、その規格委員会、規格を定むるといふふうになつてゐる様に私

ども承知いたしております。そこできまりました規格が日本農林規格として告示されるわけでございまして、その規格に基いて、またそれらの物資の主管の局の指揮監督を受けて、食糧事務所の職員が検査に当たっております。こういう形をとっております。

○芳賀委員 この点は昨日川俣委員もこうぞ、みづまたの問題で論及されたわけでありますが、私たちの考え方がいろいろと、検査を行う主体になつて、食糧庁において、これらの認識を十分把握されておられることがまず先決であらうと思つております。たとえば検査の等差があることによつて、あるいは一等、二等、三等と等級があることによつて、この一等級の差というものは売り渡すその品目の価格の上に非常に大きな影響をもたらす。しかしそれはたいてい原料としてそれだけの価格差があるものか、あるいは加工を、検査の等級差と対照してみれば検討される必要があるのじやないかと思つて、そういう点に對しては何か御研究は及んでないのですか。

○新澤説明員 役所の仕組みというのが、物資別にそれらの所管の部局がございまして、主としてその物資ごとにそれらの所管部局が責任を持つてやつておられるわけでございます。食糧庁といたしましては、実際に食糧庁の末端機関が検査の実務を担当いたしておられるという実態からいたしまして、もちろん規格委員会等には食糧庁も参加いたしまして、十分の間の実情は頭に入れたつて規格を定めておられるわけでございます。ただ一応参加はしてござりますが、建前としては、最終的な決定権

と申しますか、あるいは政策的な見地に立つてのいろいろな指導面は、食糧庁よりはそれぞれの部局というところに役所の官制と申しますか、仕組上なつて参ります。頭の方が二つにわかれておりました。末端の実務を一つの食糧事務所というところをやつておられる、こういうことになつておられるわけでありまして、従いまして食糧事務所の職員は、食糧事務所の主管の事務に關しましては食糧庁長官の指揮監督を受け、食糧庁以外の物資の検査につきましては、それらの物資の所管の局長の指揮監督を受ける、こういう形になつております。

○芳賀委員 私の申し上げたいのは、検査を行う検査官の一つの主管をなすところの基本的な検査に當る態度というか、認識が確立されておられない、自信のある確かな検査は行われないうじやないかと考えるわけですね。現地にやつてみますと、たとえば血脈基等の問題にいたしまして、これは一つの独自の企業であります、そういう場合には必ず会社の係がそこへ出張して来ておつて、これは別に圧力を加えるというわけではないかもしれせんけれども、ある程度の影響を与えたいというところは肯定できないわけなんです。そういう場合における検査官の一つの確固たる自信はどうしても確立されておられないと思つて、検査官のあり様が、こういう点に對して上部機関は頭が二つにも三つにもなつていまして、検査官自身の身柄は当然食糧庁の職員であるということになつていまして、主管である食糧庁当局においては、権限の問題からいつてももう少し明確に、こういう食糧以外の農産

物の検査にあつても主体制を堅持される必要があるのではないかと考えるわけでありまして。特にかかる民間企業と非常に関係の深い農産物の検査等に於ては、一方においては会社側がそこに出張したりしているという場合において、一方においては農産協同組合等、生産者の立場に立つた機関の代表等が立会することは当然であると考へるわけでありまして、こういう点に對しては、総務部長はいかに考へておりますか。

○新澤説明員 工業生産品の検査でございますが、たしかに所管がいろいろ、運うことから、指導上むずかしい問題が出て参るのでございまして、もちろん私もその検査員が十分その任務を遂行できるようにという意味合いから、私もこの検査に關しましては十分関心を持つて事に當つておられるわけでございます。検査官が現地にいていろいろ有形、無形の圧迫を受ける。検査が十分に行われないということではいけないと存じます。私もいろいろいかに検査をやるべき任務を持つて検査を行つていくすべての品目に厳正な検査がござります、十分順調もいたして参ります、また現地のそれぞれ直属の監督者に対しては、十分の注意を与えまして、厳正の検査ができるように努力して参りたいと思つております。

○芳賀委員 私の伺ひしている点は、もう少し具体的に、たとえば特定の検査品目に對して計画的な検査を行つて、特定の期日を指定してその日に検査を受けるという場合においては、おひね会社側が出張して来ているわけですね。これは直接検査官に影響を与えるというのではないと思つて、やはり会社側の係がその検査の場に出席しているというところは、これは地面において、やはり生産者側の代表が同じその場に立ち会つても当然であらうという見解なんですか、かかる見解に對して総務部長はどのように判断されておられるかという点です。

○新澤説明員 検査法ではたしか受験者は必ず検査に立ち会ふ建前になつておられるように記憶いたします。受験者は言つかえれば生産者でありますから、当然立ち会ふのがほんとうであらうと考へます。

○芳賀委員 そうじゃなくて、受験者というのは生産した個々の農民なんです。そういう生産物を買い取る相手方の会社が、会社の利益の立場から当然そこへ来ています。そういう場合、個々の農民は検査に對する異論とか疑義等を申し立てるだけの力がない人たちが非常に多い。ところが協同組合とか特定の農産物の耕作組合の代表とか、そういう生産者側を代表した機関の代表が検査場所に立会するという問題なんです。

○新澤説明員 検査法の第十四条を見ますと検査の請求をした者は「みずから検査の実施に立ち会ひ、又はその代理人をしてこれに立ち合はせなければならぬ」という規定がございまして、それで、それらの代理人として生産者団体のしるべき方を選んで立ち会わせるというところは、法律上有効にできるわけでございます、またそういうことが力関係における均衡を保つ上において必要であるということであらう、そういうことをして一向さしかえないものと思つております。

○芳賀委員 次に食糧法による米麦の問題であります。政府が買上げを行つた米穀に對して輸送上の問題は、日通との間における一つの元請契約でこれを行つておられるわけですが、現在における輸送を扱う機関は、ひとり日通だけに限つておられるわけではないのであります。過渡的には日通と特約する時代もあつたか、と思つては、今現在においては相対形勢がかわつて来ておりますので、今後の国が買入れを行つた食糧、農産物等に對する輸送の契約は、従前通り日通との間における特約だけで今後継続してやつて行くか考へておられるか。また現在の現情に照して再検討する余地があるかどうか、そういう点に對してどのような考へを持つておられますか。

○新澤説明員 食糧輸送の日通元請の問題に關しましては、かねてからいろいろ御議論のあるところでございます。私どもとしても研究を進めていまして、私どもとしても、建前といたしましては、中間経費をできるだけ安く上げなくちやならないということ、輸送についても、経費節減という建前からどういう方法を選ばないかというところを考へて参らなければならぬと思つて、もう一つ食糧庁としては、事務上の問題もあわせて考へて行かなければならぬと思つておられます。あえて日通の元請でなければならぬとまで言ひ切ることはいかんかと存じますが、しかしいろいろ便宜の点がありまして、たゞに、従来元請をやつておられるわけであり

ます。今後これをいかにいたしますかという問題につきましては、研究を要する点が多々ございまして、今日までの輸送の委託の方式をいかに切りかえるかという結論が出ておりませんが、近く二十九年度の契約を締結しなければならぬ時期が参りますので、これも内部で急速に研究をいたしまして、二十九年度の輸送の形態をいかにして行くか、できるだけ早く結論を出したいと思っております。

〔福田委員長代理退席、委員長着席〕

今日まだはつきり申し上げられるほどの結論を得ておりませんので、その点御了承を願いたいと思ひます。

○芳賀委員 全国的に見ても、運送業務を行う形態が、たとえば全国の農業協同組合等が出資者になつての運送機関が相当確立されておりますし、かなりの実績をあげていてと考えられるわけあります。これらの情勢も十分勘案されて、特に協同組合等が出資者である場合においては、当面この食糧問題を担当しておるといふ任務も非常に多いわけでありまして、でありますからそういう点も十分勘案されて——これは今後の問題になるわけでありまして、今総務部長の言われたような観点に立つて、十分検討される必要があると思ひます。

なお付随して、たとえば甜菜糖の輸送等の契約の問題等も付随しておると思ひますが、この点に対しては特に日をあらためてまた審議したいと思ひますので、きようはこの程度にとどめておきます。

○井田委員長 川俣清音君

○川俣委員 私は昨日に引続きまして

総務部長に二、三點お尋ねしてあつた林野庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

きのう問題として残しておきました中に、検定協会に対して、これは卸売業者からの負担であつて、消費者が直接負担するようないふことは、御答弁であります。本日の配付になりまして資料に参りますと、日通より内地米としてキロ当り四十円の支出をいたしておる。これはおそらく日通の利益の中から出したものでなくして、但書にあるように、但し政府は卸業者、日通に対しては売渡しの経費の一部として所要経費の中に考慮してあるといふことであるから、当然これはコストの中に入つておると見なければなりません。卸売業者の分は卸売業者のコストの中に入つておりますから問題は、日通の分について、これは輸送機関に対して政府が特別にこれだけの四十円を加算しておると見なければならぬと思ひます。そうするとこれは当然消費者の負担である。現在の政府のようにコスト主義をとろうと、またとつておられる現状においては、これは当然消費者の負担である、そういうふうにお考えになりませんか。

○新選説明員 私がきのうお答え申しましたことが消費者の負担にならないといふふうにおとりになるような答弁をいたしましたといふ感じがするならば、私の言ひ方が悪かつたのでございします。もしそういうふうな解釈される点がありましたら、それは取消しをいたします。支払いの方法としては、検定料は卸あるいは輸入商社より支払われておるといふことを申し上げ

たわけでございます。もちろん卸売業者から支払われた分につきましては、日通から支払われた分につきましては、あるいは輸入商社から支払われた分につきましては、すべていわゆる中間経費としてそれ／＼計算される要素となつて参りますので、その点におきましては、それは当然消費者米価に影響のある要素である、これは否定できなかつたところでございます。もし誤解の起りますようないふことをお答え申したといたしましたら取消しいたします。

○川俣委員 それは私は誤解じやないと思ひます。大体これは消費者に対して必要な経費であるからこれを加算するといふのがコスト主義の建前ではないか。これは消費者に何らかの利益をもたらすべきものは一つも含まれていない。この検定協会があることによつて消費者が何らかの利益を受けることとはないでしよう。これは卸売業者と中間業者が受けるべき利益を確保してやろうといふ考え方であつて、消費者自体は利益といふか、恩恵を何ら受けるものではない。恩恵を受けるというには、好ましくないばかりではななくて、いわゆるコストの中に入れるべきものではない、こゝろお考えになるのが常識だと思ひますが、この常識をはずれたことをあえて行われる理由を御説明願ひたい。

○新選説明員 昨日川俣先生からお話がありました通り、食糧庁といたしましては、米の配給に關しての全責任を負つておるわけでございますから、消費者に対して、定められた量の確に配給しなければならぬ責任があるわけでありまして、ところが米は生産地から

ら買ひ入れて消費者に渡ります間に、いろ／＼たくさんの輸送機関も経、あるいは多数の目録の間倉庫に保管されておるといふようなことで、大致的に見ますときには、食糧として予定しております欠減量という中に納まつて来るわけでありまして、個々の卸売業者、さらにそれがこまかくわかれまして、小売業者に荷がわかれて参りますと、その個々の荷物については相当の異動があるわけでございます。従いまして消費者に対しては正確に定められた量が行き渡り、しかもそれが、配給を担当しておる業者の責任でなくして生じた分についての負担を、それらの配給担当者にかけることなく、すべての配給業務が円滑に行きますために、輸送なり庭出しのそれ／＼必要なと、内容の検査をして荷を渡しませんと、部分的にいろ／＼不都合が起つて来るわけでございます。従ひまして、それ／＼の必要な部分におきまして、品質等を検定いたします仕事はどうしても必要になつて参ります。その仕事をだれにやらせるかといふことにつきましては、国みずからやるといふことも一つの考えでございますし、国以外の第三者に委託してやるといふことも一つの考えであります。両方が立会いましてその検定をするといふことも一つの方法でありまして、

いづれ／＼の方法があると思ひます。区切りまして精細な検定をする必要があるわけでございます。そしてまたそれにはやはり人がいり、費用もかかるわけでございますので、現在特に内地米の他県から搬入いたします率が

五〇％を越えている県、言いかえすれば非常に動きのばげしい米を扱つておりますところにおきましては、検定協会を設けてその検定事務を委託しておるわけでございます。直接目に見えて消費者に対する利益関係は生じませんが、正確に配給をやつて行きますためには、どうしてもそういう仕事が必要なのであります。そういう意味合いで、必要な仕事をやらせるものとしてこの機関があり、それに対して必要な経費が支払われておる。そしてそれが中間の経費に織り込まれて、こゝろいふことになつておるわけでございます。直接目に見えての消費者の利益といふことではありませんけれども、必要な業務であらうといふことは否定し得ないと思ひます。

○川俣委員 大分答弁が苦しいようですが、苦しいのは当然です。なぜかと申しますと、一方においては損耗といふものを見えておる。これはおそらくロスといふ意味だろうと思ひます。それならばロスとして当然計算すべきだと思ひます。あなたの説明によりますれば、これは検査費用と見るのか、ロスと見るのか、おそらくあなたの説明だつて、これはロスだ、損耗だと正確に把握することが必要だ、こゝろいふことなんではないか。これがロスならロスといふことになれば、いわゆる損耗として別に計上すべきものなんです。われ／＼は日通を通じなくとも、卸売業者を通じてならば、それだけの損耗があるといふなら、やはり損耗の歩合いとして当然出すべきものと私は思ひます。一步譲歩しても、これだけの龐大な機関をもつて国がやつて、行政上の失態から起つて

来るあるいは行政の末端まで十分行き渡らないために起つて来るものだとしますれば、これはやはり行政費で見えるべきものではないか、こうなると思ふのです。これだけの大きな機関をもつて調査研究をされて検査をした上で、しかもやかまして規則をもつて俵まで一々検査を受けなければならぬといふ。しかもその俵費はどうだ、こうだといふ十分な規格がある。しかもそれが検査を受けて、しかも倉庫から出るたびごとに検査をされて出しておられるのに、なお損耗があるとすればこれは行政上の失態だ、保管の失態だと思ふのです。これらの行政上の失態を消費者が負担しなければならぬということは、妥当を欠くのではないかと思ふのです。この点についてはつきりした御見解を承りたいのです。次に一歩譲歩いたしました、それでは検定協会をあえてなせつくらなければならぬかというところは、どうしても疑問です。一方においてそれほど重要でないと思われるべき農産物資についても聴聞会、あるいは調査会等々置き、専門部会をつくりまして、農作物資の規格に合致するかどうかというようなことをわざ／＼調査会を開いて、先ほど説明にありましたように委員五十名以内で、しかも「委員は、實質的に利害關係がある各方面を代表する者でなければならぬ」という条項まで入れておるのです。しかもこれには公聴会という制度まで設けておる。その公聴会の意見によつて農林大臣は適切な処置を講じなければならぬという義務まで負わしておるのです。これで十分やれるはずじゃないですか。むしろ農作物資規格法よりも、特別法として農産物

検査法があるくらいですから、規格法にのつとつて十分やり得るのです。一方においては農林物産規格法は、ちゃんと法律に基いて聴聞会があり、専門委員会があり、調査会がある。それなのにこのように法規に基かないあいまいな団体をつくつて、そこに消費者の負担をかけることは好ましくないと考えることは、だれでも明らかに看取できると思ふのです。もしも必要だということならば、一定の政令なりあるいは告示なりそういうものによつて、当然国の経費にかかゝるもの、または消費者の経費にかかゝるものでありまして、そういう点を明瞭にすることが必要だと思ふ。国の経費において法律によらない支出はあり得ないはずなんです。一体法律によらない経費というのはあり得ますが、ないはずで。それにもかゝらず法律によらないで任意の検定協会をつくつて、しかもそれに対して厖大な補助をする。これは補助と見るべきものかロスと見るべきものか疑問でありまして、そうした特権を与えることは好ましくないと、そういうふうにお考えになりませんか。

○新澤説明員 検定協会の仕事の内容をお話し申し上げるのが御理解に便利かと思ひますので、ごく簡単に申し上げますが、検定協会はお手元の資料に書いてございますような都道府県にございしますが、これは内地米については、他県からの搬入量がその都道府県内の需要量の五〇％以上を越えるところを考へております。それからもう一つは、輸入食糧を扱う港の所在する府県に検定協会を設けております。内地米につきましては、ほかから搬入されて参りました米が着きまして、倉庫に

入る前にまず検定をいたします。検定というのは倉庫保管責任者であります倉庫業者。そこまで荷物を運んで参りました日通、それと検定協会の者と三者が立合ひまして、その目方をはかるわけでございます。そして記録しておきまして倉庫に入れておきます。次に政府が卸業者に売り出す場合、言いかえれば倉庫から出る場合にもう一度検定を行います。そうすることによりまして政府が売つてから配給業者に至るまで、欠減量は予算上は一律に〇・六％という率を認めておりますが、この〇・六％は全数量を平均した場合にこれになるわけでありますで、個々の卸売業者に行く荷物につきましては、必ずしも〇・六％で取まらない場合が出て来るわけであります。その場合におきましては、その欠減がどこで生じたか、輸送途中で生じたか、保管中に生じたか、あるいはそういう業者に属しないもつと違ひ原因によつて生じたかということがわかるわけでございます。もちろん発地におきましても、検定ではございませんが、抜き取りましても部分的に目方をはかつて出ておりますので、その間の關係がわかるわけであります。そうしてその責任の所在によつて保管業者に食糧庁は賠償を請求し、あるいは輸送担当の日通に賠償を請求するということの資料の一つはなるとともに、また〇・六％以上の欠減量に對しましては、卸売業者に對しましてはその部分は代金の支払いはさせますが、量的には補充してやるわけでありませう。そうすることによつて小売業者を通じ消費者に行く場合において、正規の配給数量の維持ができるわけでありませう。そういう仕事をやらせ

ておるわけでありませう。○・六％という全体の平均数値が、どの部分についても同じように現われて来ればいいのでありますけれども、やはり遠い所から運ばれたもの、あるいは保管期間の長かつたものは、平均値よりは欠減量が多く出て来ることは当然あるわけでありまして、その部分を全然補填しないでおくことは、最終の配給の場合において支障を生じますので、これは十分事態を調べてまして補填の措置を講じなければならぬわけでありませう。同時にまた、そういう欠減量を予定いたしておられます以上の欠減量が出た場合においては、その責任を追究しなければならぬ場合も出て来るわけでありませう。それらの資料はやはり倉から出すとき、倉に入れるときにやかまておかなければいけないという意味合いで、こういう仕事をさせておるわけでありませう。輸入食糧につきましても、同じく政府が買い入れます場合に、そういう看質と申しますが、検定あるいは品質の実際の区わけをさせておるわけでありませう。輸入食糧につきましてもは、従来そういう部分の仕事は輸入商社がやつておりましたが、昨年の十月以降検定協会にその一部の機能に移したわけでありませう。輸入食糧に関しましては、費用関係は検定協会ができましたために従来よりふえたという面はございません。むしろこれによつて若干の経費が節減になっております。国内食糧の面につきましては、確かに新たにこういう検定という仕事をやりましたために、若干の費用が加わつて参つておりますけれども、しかしお手元に配付いたしました表に見られます通り、東京で、二十八年度の一年だけを

とりまして、このような千三百二十四件というクレームが出ておるわけでありまして。それらの一件々をとりますと大して大きな欠減があつたり何かするわけではないのでありますが、小さい配給業者になりますと、わずかの欠減というものがその營業自体に大きな影響を及ぼしますので、その關係を明らかにしておきまして、責任の所在を明らかにしなければいけないわけでありまして、若干の費用は増したわけでございますが、従来の公園、営団というように全國的あるいは府県別にある程度のそういうようなクレームのある程度ができましたときはよろしゅうございますが、今の民営の配給業者にになりますと、担当する配給業者が非電に零細でありますので、そういうわずかな欠減等も、全然これを無視してしまつて、それに犠牲をしているということもできませんので、こういう制度を、民営の米屋ということになりましたのに伴ひまして、新たに実施してやるわけでございます。

それで検査との關係でございますが、農林物資規格法によつて検査規格を設け、あるいはその指定機関が検査をやつておりますが、検定協会はいわゆるそういう検査とは關係がありませんで、意味合いが少し違ふのでありますして、検査は御承知の通り、食糧庁の職員が現地で検査をやつております。これは検査法に基きまして規格をつけ、一等、二等等の等級をつけておるわけでありまして、検定協会はその規格にまで立入らないのでございます。規格の一等、二等というものをつけたり、あるいは一度検査員のつけました規格を変更するというようなことはい

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1039-1043.

たしておりません。ただ検査にいたし
ましても、やはり抽出検査あるいは平
均的な価で出ておりますので、個々の
ケースになつて参りますと、ロスにい
たしまして若干の上下は出て参ります
ので、それをできるだけ全部の業者
に公平に行きわたるようによいこと
のために、消費地においてそういうよ
うな機能を果たすために検査協会がや
つておるというのでございます。

○川俣委員 よくわかりました。非常
によくわかつて来たのですが、それで
説明によりますと、検定協会というも
のがいかに重要な役割を果しておる
か、並びに検定員というものが相当重
要な役割を果しておるかという説明で
す。非常によく明瞭になつたのです。

しかしそれは重要なものに、法律的
根拠なしにそういう重要使命を与える
根拠がどこにあるかというのです。

重要であればあるほど、何かの法律に
根拠がなければならぬはずで、政府
米を監督するといふは、そのロス
を検査する、そういう権限は一体法律

に基かないでやれるのか。政府米を管
理したりあるいはロスを検定するとい
うようなことは、法律に基かない根拠
ではできないはずだと思ふのです。そ
れほど重要な使命を与えておればおる
ほどに、そういう検定の必要がありま
すならば、その法律をつくつて、それ

に基いて検定すべきだと思ふので
す。一体検査員でありまして、もうい
ふやうな資格などもやましく論じておるじ
やありませんか。検査員を採用する場
合にはなか／＼やかましい資格をつけ
て、しかも行政上の監督を相当はつき
りされておる。これは法律に基いてで
す。そうしてこれらの規格に合うもの

を検査したかというところ、一定の基準
を与えておる。生産検査については非
常に厳格な規格を定めて、その規格通
り検査しておるかどうかというところ
を十分監督しておられるのですよ。そ
れと同じような、それ以上の権限を持
つような検定員が、一体五百三十名も
いるのですよ。検査員ですら定員によつ
て縛られておつて、十分な検査ができ
ないというときに、それよりもつと
重要な使命を持つものが五百三十人も
おるといふことはおかしいじやないで
すか。そのために膨大な費用を出して
おる。こういうものが法律に基いてや
られるならやむを得ませんよ。法律で
消費者の負担で当然負担しなければな
らないと規定されておりますならば、
これは別です。農林省にしろ／＼な外
郭団体がありまして、それはお
もに行政の協力団体としてあるでし
うけれども、政府のやつた仕事を監督
させるような外郭団体は一つもないは
ずです。あなた方がその指示に従うと
か——これは消極的でしようけれど
も、そういう検定があつた場合におい
て、大体それを尊重しておられる。も
つと露骨に申しますと、食糧事務所
の等級をつけたら、あそこ食糧事務所
の等級のつけ方は少し甘いとか辛いと
かというところまで検定協会が批評し
ておる。そういう行政に対する発言権を
持つたようなものを、一体法律に基か
ないでつくるという根拠はどこにある
のです。政務次官の御答弁を願いた
い。

○平野政府委員 検定協会につきましては、
実はあまりよく承知いたしてお
りませんが、これはもちろん法律に基
くものではないと思ひますが、業務の

運営の円滑を期するためにいろいろ方
法を講ずる必要があるわけでありま
す。その一部として適当にこういうこ
とをやつておると思ひますが、これの
運営につきましても十分監督をいたし
まして、適正を期したいと思つており
ます。

○川俣委員 法律上つくつたものなら
ば行政上の監督をすることも必要でし
よう。しかし適当なんです。あなた方が
これに監督を受けておるのです。食糧
庁がこれの監督を受けておる。検査が
よかつたとか悪かつたとか、こんな悪
い俵に入れたからこんなロスがふえた
んだとか言う。逆に監督を受けている
機関です。農林省を会計上監督する機
関として会計検査院もありません。ま
た大蔵省だつてこれは監督すべき地位に
あるでしよう。そうでなく、民間の会
社に監督を受けなければならぬという
根拠は一体どこにあるのです。しかも
膨大な費用を負担しておるんです。
費用を負担してなければ好意的
な協力であるといふことも言えるでし
ようけれども、日通あたり四十円も負
担させている。日通が自分で負担する
わけはない。この中で見ると、政府は
卸業者、日通等の売渡渡し経費の中の
一部として所要経費を四十円みてお
る。あなた方が支出しておいて、出し
た金で監督を受けるなんて、そんなべ
らばうなことがどこにあるのですか。
これに對して何らかの処置をとるとい
うことが明らかになりますれば、これ
以上私は追究しません。政務次官御答
弁願ひます。

○平野政府委員 先ほど申し上げまし
たように、これは法律は基ものでない
のでありまして（ないからいかぬ）と

呼ぶ者あり）ないけれども、やはり行
政の運用上必要なるものについては適
当な処置をとるといふことはあり得る
わけでございます。そういう趣旨で
やつておると存じます。お話を点
は十分研究いたしまして、監督の適正
を期したいと思ひます。

○川俣委員 補助、助成でありまして
も、法律に基いた補助助成ですら、補
給金等の整理というようなことで削減
しておるのですよ。補助金や助成金を
削減しておるときに、わざ／＼政府が
四十円も負担しなければならぬとい
う、あるいは六十三円も負担しなければ
ならないという規定がどこにある
か。これは法律の根拠に基いてやるの
が当然のことではしよう。よく勉強して
御答弁願ひたい。

○新澤説明員 説明になるかもしれま
せんが、検査員と検定員との相違で
ございますが、検査員の方は確かに規
格に入りまして一等とか二等とか、生
産者に非常に至大な影響を及ぼす仕事
をやつております。検定員の方は、た
だ個々の目方をはかります場合に目盛
器を讀んで、これは政府も立ち合ひ、卸
も立ち合つてその引渡し荷物につい
て、これは正確に何貫あつたかとい
う目盛りを讀む單純な仕事をやつてお
るわけ、別にそれによつて新たな規
格をつけたとか何とか、とにかく新
な価値をつけ加えるというものではご
ざいませぬので、これは事実上目方が
幾らあつたといふことを認定する仕事
だけでございまして、これは法律に
よらなくとも技術上の仕事であります
のでございまして、これは法律に
意味においては重要ではあります。確
かに非常に重要な機能を持たしてはお

ります。しかし新たに何らかの価値
を加えるとか、価値を変更するとい
うような権利義務の關係に影響のある仕
事はやつておりませんので、ただ正確
にその目方があつたか否か、その
目方が足りなかつたら何グラム足り
なかつたか、その目盛りを讀み、それ
を記録し、それによつて後日クレーム
が起きた場合にその責任はどこにある
か、それは政府が補填すべきものが、
補填すべからざるものかということ
を認定する場合の資料を提供するとい
うことなのでございまして。別に役所の仕
事を批判的な立場で仕事をしてい
るのではありません。仕事をやり
ます上においての資料を提供するとい
うだけのもののでございまして。

○川俣委員 そういふ軽い意味であ
れば別ですが、先ほどは莫大な経費を
かけておるじやないかと云つたら、そ
れは重要な役割を果しておるからこ
のくらの経費は出て来る、こういう説明
だつた。今度は逆にそれはどの重要な
使命を果してないと言つたり、そ
んな、やつてもやらないでもないとい
うのはないにしても、卸業者等の権
利義務に大した關係のないものである
といふことになると、こんなに負担し
ないでもいいんじゃないですか。ど
うもさつきは経費がかかる、これは非常
にかけ過ぎるんじゃないかと云つた
ら、今まで長い時間にあたつて重要な
使命を果しておるといふことをする説
明された。その説明によると、確かに
これだけの経費をかけただけの重要な
役割を果しておられるようだ。それな
ら検査員ですらなか／＼やかましいで
おる。現在ある定員すらふやさないで
おる。五百三十人もつくる

ことは好ましくないんじやないかというところになった。ところが今度ばかり重要な役割を果たしてない、必ずしも政府が制肘を受けるんじやない。制肘を受けるほどのものではないもの、消費者にとつてもあるいは販賣業者にとりましても権利義務にあまり関係がないというならば、関係がないものに頭をはねてとるというとは不必要じゃないか、この常識で判断しまするけれども、私の常識の判断が誤りだと政務次官はお考えになるかどうか、その点御答弁願いたい。

○平野政府委員 これはやはり食糧の輸送の途上におきまして取引の適正を期するために、この種の方法をとるというところ、一方法かと存するわけですが、お話の点によりますれば、これらの必要度がどの程度であるかというところにあると思いますが、十分検討いたしましたし善処いたします。

○川俣委員 これは政次官は常識的に判断していいと思う。これだけの経費をかけ、必要だと言われるならば、やはり法的根拠に基づくべきものだと思います。それを必要でないというならば、これほどの経費をかけない方がいいんじやないか。これは常識的に判断できるんじやないですか。政務次官はやはり政治的に常識的に判断することが最も好ましい判断だと思ふ。私の常識が誤つておるかどうか、その点をひとつ。

○平野政府委員 これは私も常識で判断いたしますれば、真に必要があれば当然法的根拠に基づいてやるべきものであります。それは必要だと言えない点もあると思ふ。しかしながらそれほど必要はなくても必要という

意味において、この程度のことをやっておる、そういうわけで十分ひとつ常識的に検討いたしまして善処いたします。

○川俣委員 それはそれじやその程度にしておきます。次に林野庁長官にお尋ねしたいのですが、農産物検査法の中に、こうぞ、みつまたが食糧庁の監督下に検査を受けることになっておる。このこうぞ、みつまたは日本の特産物です。特産物として地方的に重要であることはこれは何人もいふまでもない。こうぞ、みつまた特産物として重要でありますけれども、しかしそれ以上に林産物としては木炭が重要でありますことは、この川俣の説明を要しない点だと思ふ。ところがこうぞ、みつまたというのは所管は——おそらくこれは林野庁の所管があるだろうと思ふ。けれども、当然これは林野庁の所管であると思ふのです。特産物として見るかどうかという問題も出て来ると思ふますが、大体こうぞ、みつまたは林野庁の所管に属するものだと思います。この点どうですか。

さらにもう一点は、農林物資規格法に基づいてこうぞ、みつまたもまた規格品として取扱われておるのです。二重の取扱ひを受けております。それからわら工品も同様に食糧庁の検査を受けまされども、同様な規定を農林物資規格法に定めておる。農林物資規格法の中にはわら工品のことについて、は相当詳細に規格を定めておられて、また農産物検査法の中にも同様な規格を定めておる。これは実際同じ農林省が出された法律の中で、一方は農林物資規格法、一方は検査法ということ

になります。すいぶんややこしいと思ふますが、この点は別にいたしまして、あらためて農林大臣等にお聞きしなければならぬと思ふますけれども、問題はこうぞ、みつまたを食糧庁で検査することが妥当かどうか。これは以前特産物でありましたために、県の検査をやつておりましたのを、食糧庁が検査所を吸収、合併いたしましたために起つて来た残物だと思ふますけれども、残物をそのままにしておいてもさしつかえないとお考えになつておるかどうか、この点をお尋ねいたしたいと思ふます。

○柴田政府委員 第一点のこうぞ、みつまたの所管の関係でございしますが、御承知の通り林産物として扱つておる部面もございします。と申しますのは、林野といたしましては傾斜地におきまされども、みつまたの栽培に關しましては育林面の担当をいたしておる。ただ平地の畦畔その他の利用につきましては改良局の特産課所管で実施いたしておりました。全部を私どもで所管しておるといふことはなつておりません。今申し上げました通り、育林を主体として担当いたしておりますのを取引の双方の便宜のために、あるいはわが國の特産品というところで輸出対象等々の考え方も入つておると存じますが、従来も県の農産物検査所で扱つておつたということで、農産物検査所が食糧の行政を主体といたしまして食糧庁所管に移ります際に、便宜それらのものをひつくるめて食糧庁所管になつたという歴史的経過であると、私どもは考へておる次第であります。

な今日、特にこれは全国的に見ますと非常に片寄つて、強力に生産される所と、ほとんど関係のない所等がございまして、現在におきましては、希望による検査という形になつておる。農林物資によりまして、農林物資に規格法に定められた規格によつて検査しない場合には、取引させないということが規定されておる場合において、食糧庁の検査を受けるということでは、検査を定められておる場合において、検査をしておるといふことでございまして、必ずしも、全部を食糧庁の検査に委託しておるといふ形にもなつておらないようございまして、これを現在の性格から申して、食糧庁の検査に委託すべきかどうかという問題に關しましては、いろいろ議論もあることと存じますが、現在従来の歴史的経過からいたしまして、便宜食糧庁において、これをお扱い願つておる、かように承知いたしておる次第であります。

○川俣委員 これは昭和二十七年の六月法律改正をいたしておるわけでありす。従ひましてこのときにさかのぼつて今議論しようとは思ひませんけれども、亜麻、苧麻、こうぞ、みつまたというようなものが、農産物検査法の中に、特産物でありながら入れられるという考え方をもちますれば、今日日本の国民の生計状態からみまして、木炭は何といひましても必需品であるといふことはいふまでもないと思ふ。この必需品であります木炭の検査につきまして、府県でまづ一々検査をいたします。これは特産物でありませんために、むしろ全国的な規格が非常に必要になつて来ると思ふのであります。そこで農林物資規格法におきまして一つの規格を定めておりますが、こ

れらの規格についての検査がまづ、であることは、生産地が諸所にあり、消費地というものは大体特定地域になつて来る。もちろんこれは全国的でありますけれども、大消費地ということになりまします。大量な国民の集居地が大消費地であります。そうなりますと、生産地は、各府県ごとであり、消費地は一定の所に集つて参るものでありますから、当然国営検査ということが必要になつて来るのではないかと、この点が一点です。もう一つは、林産資源保護の上から申しまして、これは指導監督が必要であらうと思ふのです。これらの木炭が急に値上りして参りますと、しろうとがやりまして、木材をむだに使用するというようなことも出て参ります。そのために改良木炭等の奨励等もあなたの方でいたしておるわけでありすが、そういう結果から見まして、やはり規格がありまされども、また生産の面から見ましても、特に日本のいわゆる林産物の成長が將來需要に及ばないというような状況にありましますと、この高度利用ということからも検査を画一的にするということが必要である。嚴重な規格を持つておりますので、これらの規格を国全体として公的に検査をするということが、必要になつて来るというふうに考へますが、これらに対する御見解を承りたい。

○柴田政府委員 こうぞ、みつまたその他の非常に少量な、しかも特殊の地方における特産物が、一応国営検査の形において、これは委託の形でございしますが、あるというのに、生活必需品でありまして、しかも全国的に、大きな影響のあります木炭をばらばらに検

いは時期的な手持ちその他のための金融措置であるとか、それらをもつと輸力に施設し、あるいは指導すべきじゃないかと考えておりますので、必要は今十分認めておりますが、まず手をつすべき順序を経てないと、現実の問題として、われ／＼がだちに検査を国に施設として実施するという順序にはなか／＼参らない。実はこういうふうに考えている次第でございます。

○川俣委員 何といましてでも製炭の改良が薪炭材の高度利用の上から、また荒廃している薪炭材を確保する上から必要であることは言うまでもないのです。問題はこの製炭の改良、あるいは金融措置、あるいはこれらのかまを築くための指導が先行しなければならぬ。これが現実の姿だと思ふのです。しかしこれらのことは、言うことはやさしいけれども、なか／＼予算措置が十分とり得ない。むしろ逆に、検査をするこゝによつて検査費用というものが幾分かさまつても、これらの指導と検査が相まつて行くことで、経費の上からもむしろ合理的な指導ができるのではないか。むしろ私は長官の言うとは逆に考へている。国営検査をするほどの費用があれば、製炭の改良に使つた方がいい。予算がきまつてしまつてわくがこれだけということになると、これは先にやるべきだということとはよくわかると思う。そうじゃなくて、むしろ国家全体の上から見て、一貫して予算のわくがふえることが国として必要だという考え方にならせることの方が、先じやないか。ところが予算がないから、これだけでは検査に使うよりも改良の方に使つた方がいい。これはあなたが現実に行政を受持つておられ

るからそう思うのです。国の政策としては、一貫した経費がとられて、その経費の中で改良の方にできるだけ向け、こういう考え方が必要じゃないか。こういう意味で申し上げたのであります。今御答弁はいりませんから、次の臨時国会までに御研究になつて、それらの点を準備せられて、成案を得られるようお願いいたします。

先ほどからる申し述べたように、こうぞ、みつまたは特産物なんです。その地方なり、県なりで最も力を入れるべき問題だ。それをわざ／＼国の検査員が国の負担でやるということでは、長官がもつと関心を深められてもよろしいのじゃないか、こういう点を指摘いたしまして、ひとつ御研究願いたいと思うのです。

○柴田政府委員 御趣旨はよく理解しているつもりでございます。十分検討させていただきます。

○川俣委員 それでは前にもどつてお尋ねいたします。農産物検査法の中、こうぞ、みつまたというようものを地方の行政にまかせると考えはないかどうか。これは特産物でありまして、国としてやるよりも、地方の産業として大いに奨励しなければならぬことは認めますけれども、

〔委員長退席、佐藤委員長代理登壇〕

国が検査をすることによつて奨励にはならないと思うのです。むしろこういう保護助成は別個の方法でやるのが必要じゃないか。国の検査によつての利益は少ないかと思ふのです。これらものを除かれる考えはないかどうか。またわらじと稲は切

離すことのできない密接なものでありますので、これは同じ工業品といえども必要であらうと思ふます。農林規格の方々に食糧と最も関係の深い油脂が含まれてゐるわけですね。植物性の油が含まれてゐる。除虫菊も特産物です。亜麻、苧麻というようなものも特産物です。従ひましてこういうものを除いて、食糧と関係の深いものに整理して行かれて、それに全力が注がれることが望ましいと私は考えますけれども、食糧庁の見解を承つておきたい。

○新澤説明員 私ども食糧庁の者も、ただいまおつしやつた御見解にまつた御同感でございます。ただいろいろ費用等の関係で、県がそれだけの検査部面を抜き出してやつて行くのは、なかなかむづかしい事情にあるように見受けられますので、實際上の問題として、そういう検査をやりたいと希望している県はまだ私耳にしていないのであります。県の方から自分の方でやるんだというお申出があれば、私の方はいつでもかまわないのでございます。そのつもりでいるのでございます。

○川俣委員 これは特産物についてお尋ねをされれば、すぐ回答があると思ふのです。特産物としての希望は私も十分存じませんけれども、一部のこれらをつくつてゐる生産者に聞いてみますと、検査そのものよりもむしろ保護助成が望ましいという考え方なんです。検査を受ける対象になることによつて、保護助成があるという期待なんです。検査自体を望んでゐるんじゃない。国で検査をするような重要なものであるから、当然保護助成があるべき

だという期待が、この規定を受けようとするだけのこと、問題は検査でなくて保護助成だと思ふ。従ひましてあなたの所管からむしろ特産課の方にまわして、別になら張り争ひをするつもりはございませんが、特産課の方へまわして、保護助成することの方がむしろ望ましい状態ではないか。特産物といふのはそういう性質のものじゃないか。従ひましてむしろこういうものよりも、もつと食糧と関係の深い菜種を入れ、あるいはとうもろこしを入れ、大豆を入れたりしてありますから、むしろ植物性油脂の方を重要に考える必要が出て来たんじゃないか。最近菜種が相当出て参りました。これから搾られる油が非常に品質の高くなることは、私が説明をしないところだと思ふ。むしろそういう食糧と密接な関係のある方面に重要度を加えて行くことが至当だといふふうにお考えになりましたら、この際一部改正と同時にそれらのことをお考えになるべきじゃないかと思ふますが、この点について御見解を承りたい。

○新澤説明員 私といたしましては、今の御見解とまつた同感でございます。ただ所管が改良局でございますので、今後十分打合せまして処理して参りたいと思ひます。

○足鹿委員 昨日留保しておきました穀物検査協会の点につきまして質疑を行いたいと思ひます。

要求いたしました資料をいただいたわけですが、この資料によりまして、検定員が合計で五百三十人ということになっておりますが、この検定員の資格また身分等について御説明を願ひたい。

○新澤説明員 これは先ほど川俣委員からもお話があつたのでございまして、現在検査協会の仕事に關しまして法的な根拠はございません。従ひまして法的に検定員の資格を明確に定めたものはございませんが、検定の仕事の内容の主たるものは検査と、それから輸入食糧につきましては穀さしをいたしまして荷の仕訳をするというところとございまして、食糧庁の検査員と仕事の内容が非常に似ております。従ひまして検定員として採用いたしました場合は、大体そういうような方面の経験、技能を持つた者を採用するよう指導いたしております。

○足鹿委員 これは食糧庁の検査員とは全然別個なものでありますか、何かこれとの関連がありますか。

○新澤説明員 全然別個のものでございまして。検査員は食糧庁の職員であり、この検定員は検査協会の職員でございまして。ただ先ほど申し上げました仕事の類似点から行きて、かつて食糧庁の検査員であつた者が退職いたしました検定員になつてゐる者の数は相当ございまして。

○足鹿委員 思うにこれは食糧庁の外麻機関であらうと思ふ。それならそれではつきりおつしやればよいのであつて、ことさらにこういう屋上屋を築するような協会をおつくりになる——行政機構の改革に伴つて定員法が問題になる、そういう段階にあつて、常にこういう別働機関をつくつてはそれに逃げて行く、こういうような印象をやらすれば受けがちなと思ふのです。川俣委員の御説もあつたように、これは国家的な仕事である、だからこれは当然一つの法的根拠に基いておやりにな

つてよろしいことであつて、何もこういう社団法人というやうなやこしい機構を別につくつて、そして世の疑惑を受けるやうな方向へ持つて行かれる必要はないと私は思ふ。政務次官、こういう機構についてはもう少し御検討になる必要があると私は思ふ。それで要求しました資料につきましても、経費の点について昨日要求いたしましたものが、この支弁の単価等は一応出ておりますが、但し政府は御売業者、日通、輸入商社に対して受渡し経費の一部として所要経費の中に考慮してあるという程度で、われ／＼が要求いたしました資料の点については答えておられない。きのうは新澤部長は、日通に支払つてゐるんじゃないかと言つた、どうも記憶がはつきりしないというやうな非常に悠長な御答弁になつておつたが、先ほど開会前に申しましたように、あなたと日通の早川社長との間に昭和二十八年六月三十日の輸送契約書というものはちゃんとある。それを忘れたとか記憶が遠のいたとかいふことは、私は別にあなたをことさらに追究してはいじめようとは思ひませんが、もう少し御注意を願ひたいと思ひます。

そこで私は、この問題の中心は日通の元請問題にあると思ふ。この日通の元請問題については、数年前に当委員会でも相当議論したことがあります。また民間方面よりも政府に対して、その不合理性を訴えて、これが根本的な改訂を要求した事実があるのです。元來この日通の元請契約なるものは、戦争中に輸送機関が非常に逼迫をした。そこでこの日通に対して輸送の適正というやうな趣旨から、当時の狼占機関である日通に依頼をされた。ところが

今日は、石油が不足するくらいトラツクの発展が目まじり、何らこういう元請契約を存続しなければならぬような原因なり条件は大体ないと思ふ。にもかかわらず、戦時中の契約を毎年更新されて行かれるところに、私は根本的に検討されなければならぬ段階が、もうすぐでとくから来ておるのに、ことさらにこれを継続されて行くというやうな問題と関連してこの検定協会の問題も尋ねたかつたのであります。この点について、政務次官どうでありますか、あくまでも日通の元請制度を存続して行かなければならぬ根本的な理由がありますか。

あるならばひとつ承りたい。ないならば、この際政務次官は、こういう不合理千万な制度に対して、根本的に改正を加えたい御言明がいただけませんか。いづれかをひとつ政務次官から御答弁をお願いしたい。

○平野政府委員 日通の元請契約というものは、お話の通り独占的な弊害を生むものであるという点につきましては、私もその通り考えておる次第でございます。これは戦時中の輸送上の必要から日通が非常に発展したわけでございまして、その後自由を原則といたしまして立場におきまして、政府におきましても運送業法の改正をいたし、また国会におきましても、そういう方向に向つて、漸次複数制になりつつあるという状態でございまして、従いまして、でき得る限り御趣旨のやうに、こうした元請契約制度を改訂いたしたいというふうに考えておるわけでございまして、現在のところ、主要食糧につきましては、これは全国的な規模において行つていくことになっておりまして、また日通以外に、こうした全国的な系統機関というところまでは他の業者が発展したところではないので、現在のところはやむを得ず契約を続けておる次第でございますが、できる限りすみやかに御意見の通りにこれを改訂いたしたいということで、検討をいたしておる次第でございます。

○足鹿委員 改訂のために検討するというお話でございますが、政務次官は、私が特に申し上げるまでもなくよく御存じでありますから、申し上げたいと思つておつたのであります。政府は過般の国会において私的独占禁止法の緩和であるとか、また今回は生糸の輸出確保の臨時措置のために、繭の生産業者と製糸業者との間における協約の問題をめぐつて、独占禁止法緩和から、除外する特例の道を開こうという態度に出ておられる。これが相手が農民である場合は常にそういう態度に出ておられますが、相手が独占資本である場合は遅々として問題が解決しております。第一農民がつくつた米を、農民の組織である農業協同組合みずからが運搬する能力を十分に持つておる。現在日通の輸送能力よりも、トラツクの面から言ふならば、優にこれを凌駕しておる今日、なぜこれを日通にだけ独占的に与えておかなければならぬ理論的根拠があるのですか。農民がみずからつくつた米を、みずからのトラツクで輸送するといふ建前が、一番現状に即したものであり、当然であると思ふ。これを今日まで躊躇されるその根拠については、私非常に疑問を持つものである。一方相手が弱い農民である場合は、繭糸価格の問題にいた

してしまつても、今度独占禁止法の適用除外を現在農林省として要綱において認めておられますが、対等の立場でやるからこれは別に弊害はない、こういう御見解のやうであります。相手が独占資本、そして農民は団結力の薄いものである。それは一応は社会の常識としては対等でありませうけれども、いざ契約を結び、あるいは団体協約を話し合う場合には、必ず弱者と強者の立場になつて来ることは当然ではありませうか。一面においてはそういう施策がとられ、一面においてはこういう独占的なことが今もつて存続するといふことは、私もよく了解して苦しむのであります。従つてこの際政府は早急にこれをやりにならなければならぬと思ふ。また政務次官は早急に検討するといふことでもあります。私はこれ以上申し上げることは、本日は一応差控えたいと思つて、検定料にしまして、昭和二十八年においては五千万円近くのものが日通に支払れておる。また不可解千万なことは、食糧特別会計が食いつぶし経理をやつて、現在においてはどうなすに赤字が見えつつあるといふやうなときにあつて、中間経費をなるべく圧縮し、食糧特別会計の損失を防止し、消費者への米の配給価額を一銭でも安くして行かなければならぬといふこと、われわれは米価審議会でもしばしば、中間経費の圧縮問題で、満場一致の答申をしておるけれども、まだこの点について政府は一向手を打たれておらない。しかるにこの契約の付属書第十三項を見れば、事務の処理費として一箇当り都道府県間の輸送の場合には二円九十六銭、県内の運送の場合には二円九十九銭といふ経費

が支払われ、総額一億円近い金額が払われておるではありませんか。こういう具体的な事例を見たときに、一体農民は何と考えるか、消費者は一体何と考えるかでありませう。真剣に考えていただきたい。国の管理する食糧でありませう。当然国がこういう事務をおやりになつてしかるべきではありませうか。今の日通は公的的性格はありませう。戦争中の日通でありませうならば、これは当時の国策社会的な内容、性格を持つておりましたから、あるいはそういう面も恕すべき点はあつたであらうが、今は純然たる一箇の営利機関ではありませうか。資本主義下における企業体ではありませうか。そのものに運送事務処理費として一億円の大金が支払われても投げ出され、しかもそれが全部消費者に負担を投げかけられるといふことがあつてはならないと思ひます。しかもこういう重大な契約を結んでおつて、新澤さんは昨日私の質問に対しては、契約を結んだこともはつきりおつしやらない。金額も何ぼであつたといふこともおつしやらない、まことに不可解千万な態度といわねばなりません。あえて個人的に私は追究を申し上げるわけではありませんが、こういう重大な問題を、主管部長として記憶になつたといふやうなことは許されることではないと思ひます。もう少し真剣に考えていただきたい。以上この点を特に私は指摘いたします。政務次官が急速にこれの根本的改正について検討するといふことでありますから、本日はこれで質問を打ち切つておきますが、この問題につきましては、現在生産者米価、消費者米価をめぐつて非常に深刻な段階に至つて

おる。米価の問題はただちに諸物価に影響するといふので、生産者米価は常に押えようとし、消費者米価もコスト主義によつて常に経費の増高を消費者にかけておられるのが現状ではありませうか。そういう面から、現存の政府が考えておるやうに自由主義経済で行くならば、競争の原理に立つてこの元請契約をやめて、輸送業者間あるいは農協その他の系統組織間における競争によつて能率を向上し、少しでも消費者への負担、中間経費を軽減して行くことこそが、政府としてとるべき措置ではないかと思ふ。米価審議会においても常に中間経費の圧縮の問題については述べておる。特に日通に支払つておる運送費はおそらく年間五、六十億に達すると思ふ。雇大金額であります。これは中間経費圧縮の一つのいい課題であります。まだほかにもたくさんあります。従つて私がただいま申し上げた点は、米の消費者米価の場合、コスト主義を政府が貫いて行く場合には、そのコストをいかにして引下げて行くかという点から、食糧庁としては真剣に考えられてしかるべき問題であらうと思ひます。この米の中間経費との関連において、政務次官はいかようにお考えになりますか。契約期間是一年更新であります。今ただちにこれを契約の中途においてかえるといふことも困難でありませう。来年の四月一日をもつて更新されるのか、ことしの四月一日更新されるのか。ことしの四月というならばもういくらかもございませうが、いつからこの新たな方針を打出される考えでありますか。ことしの四月一日からおやりなさいといつても無理ではありませう。しかし今指摘

おる。米価の問題はただちに諸物価に影響するといふので、生産者米価は常に押えようとし、消費者米価もコスト主義によつて常に経費の増高を消費者にかけておられるのが現状ではありませうか。そういう面から、現存の政府が考えておるやうに自由主義経済で行くならば、競争の原理に立つてこの元請契約をやめて、輸送業者間あるいは農協その他の系統組織間における競争によつて能率を向上し、少しでも消費者への負担、中間経費を軽減して行くことこそが、政府としてとるべき措置ではないかと思ふ。米価審議会においても常に中間経費の圧縮の問題については述べておる。特に日通に支払つておる運送費はおそらく年間五、六十億に達すると思ふ。雇大金額であります。これは中間経費圧縮の一つのいい課題であります。まだほかにもたくさんあります。従つて私がただいま申し上げた点は、米の消費者米価の場合、コスト主義を政府が貫いて行く場合には、そのコストをいかにして引下げて行くかという点から、食糧庁としては真剣に考えられてしかるべき問題であらうと思ひます。この米の中間経費との関連において、政務次官はいかようにお考えになりますか。契約期間是一年更新であります。今ただちにこれを契約の中途においてかえるといふことも困難でありませう。来年の四月一日をもつて更新されるのか、ことしの四月一日更新されるのか。ことしの四月というならばもういくらかもございませうが、いつからこの新たな方針を打出される考えでありますか。ことしの四月一日からおやりなさいといつても無理ではありませう。しかし今指摘

おる。米価の問題はただちに諸物価に影響するといふので、生産者米価は常に押えようとし、消費者米価もコスト主義によつて常に経費の増高を消費者にかけておられるのが現状ではありませうか。そういう面から、現存の政府が考えておるやうに自由主義経済で行くならば、競争の原理に立つてこの元請契約をやめて、輸送業者間あるいは農協その他の系統組織間における競争によつて能率を向上し、少しでも消費者への負担、中間経費を軽減して行くことこそが、政府としてとるべき措置ではないかと思ふ。米価審議会においても常に中間経費の圧縮の問題については述べておる。特に日通に支払つておる運送費はおそらく年間五、六十億に達すると思ふ。雇大金額であります。これは中間経費圧縮の一つのいい課題であります。まだほかにもたくさんあります。従つて私がただいま申し上げた点は、米の消費者米価の場合、コスト主義を政府が貫いて行く場合には、そのコストをいかにして引下げて行くかという点から、食糧庁としては真剣に考えられてしかるべき問題であらうと思ひます。この米の中間経費との関連において、政務次官はいかようにお考えになりますか。契約期間是一年更新であります。今ただちにこれを契約の中途においてかえるといふことも困難でありませう。来年の四月一日をもつて更新されるのか、ことしの四月一日更新されるのか。ことしの四月というならばもういくらかもございませうが、いつからこの新たな方針を打出される考えでありますか。ことしの四月一日からおやりなさいといつても無理ではありませう。しかし今指摘

いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○綱島委員 その場合に農舎、畜舎は免税してもらわぬとやつて行けないと思ひますので、その条項も一つ加えていただきます、こういうことを申し上げて賛成いたします。

○井出委員長 ただいまの綱島委員の御発言を採用することを含めて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。連合審査会の日時等につきましては、所管委員長と協議の上決定いたし、追つて公報をもつて御通知申し上げます。

○井出委員長 速記をやめて。

〔速記中止〕

○井出委員長 速記を始めて。

先ほどの法律案の審査に入ります。別に御質疑もないようでありますから、この際討論を省略してただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは農産物検査法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお諮りいたします。この際本案に対して芳賀貢君より附帯決議を付したいとの提案がなされておりますので、発言を許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま可決されました農産物検査法の一部を改正する法律案に關しまして附帯決議を付するの動議を提出したいと思ひます。まず案文を朗讀いたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、農産物検査印紙の売捌手数料は、省令案によれば、その売渡月額の百分の三とあるも、農業協同組合等の取扱上の負担を考慮し、収入印紙の売捌手数料との均衡を失せざるよう、その最高率を引上げることに。

二、穀物検定協会の構成、検定員の職務権限等について、必要に應じ法的措置を講ずると共に、所要経費の額及び支払方法等について、政府より実費の直接払いを行う等、これを明確ならしむるよう再検討を加えることに。

以上であります。提案理由の趣旨につきましては、兩日にわたる本委員会の審議の中において十分尽くされたと存じますのでこれを省略いたします。

○井出委員長 ただいまの件について御意見があれば発言を許します。別に御発言もなければ採決いたします。

本附帯決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、本案に附帯決議を付するに決しました。本案に關する衆議院規則第八十六條の規定による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十九分散会

〔参照〕

農産物検査法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月二十五日印刷

昭和二十九年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局